

告示第 51 号

太子町緊急一時保育事業実施要綱（平成 30 年告示第 74 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 27 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

題名中「緊急一時保育」を「一時預かり」に改める。

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭の未就学児童を一時的に預かること（以下「一時預かり」という。）について必要な事項を定め、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

一時預かりの対象者は、次の各号のいずれかに該当する未就学児童とする。

- (1) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童
- (2) 保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要となった児童
- (3) 乳児等通園支援事業の利用児童であって、満 3 歳に到達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童
- (4) その他町長が特別に必要と認める児童

第 2 条第 2 項中「緊急一時保育」を「一時預かり」に、同項第 2 号中「、町長」を「町長」に改める。

第 3 条中「緊急一時保育」を「一時預かり」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（利用時間等）

第 4 条 一時預かりの実施日及び利用時間は、一時預かりを実施する斑鳩保育所の保育日及び保育時間とする。

2 第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合は、1 月あたり 10 時間以内とする。

第 5 条及び第 6 条中「緊急一時保育」を「一時預かり」に改める。

第 7 条第 1 項中「緊急一時保育」を「一時預かり」に、「1 人 1 日当たり 3 歳未満児にあつては 2,500 円、3 歳以上児にあつては 2,300 円（うち副食費は 200 円）に緊急一時保育を受けた日数を乗じて得た」を「次に掲げる」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当するとき。

- ア 3歳未満児 1日あたり 2,500円
 - イ 3歳以上児 1日あたり 2,300円（副食費含む。）
- (2) 第2条第1項第3号に該当するとき。
- ア 市町村民税所得割合算額 77,101円未満である世帯 1時間あたり
100円
 - イ 要支援家庭こどものいる世帯その他町長が特に支援が必要と認めた世帯 1時間あたり 100円
 - ウ 上記以外の世帯 1時間あたり 300円